

令和7年4月1日より入院時の食事にかかる患者負担額が変わります

近年の食材費等が高騰していること等を踏まえ、健康保険法ならびに高齢者の医療確保に関する法律規定に基づき、入院時の食事にかかる患者負担額が下記の通り令和7年4月1日より変更になります。

65歳未満の方	令和7年3月迄 標準負担額(1食)	令和7年4月から 標準負担額(1食)
一般所得の方	490円(1食)	510円(1食)
低所得Ⅱ・才の医療証をお持ちの方	230円(1食)	240円(1食)
65歳以上の方	令和7年3月迄 標準負担額(1食)+ 居住費(1日)	令和7年4月から 標準負担額(1食)+ 居住費(1日)
一般所得の方	490円(1食) 370円(1日)	510円(1食) 370円(1日)
低所得Ⅱ・才の医療証をお持ちの方	230円(1食) 370円(1日)	240円(1食) 370円(1日)
低所得Ⅰの医療証をお持ちの方	110円(1食) 370円(1日)	110円(1食) 370円(1日)